



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

職場からハラスメントを根絶しよう!

県教委がパワハラ防止指針を策定!
だが、現場の教職員が見てないのはなぜだ?
市町教委は直ちに周知させ、防止の意図を徹底せよ!!

何がパワハラかをみんなが知ろう

四月二十八日、県教委は「職場におけるパワハラ防止及び対応について」という通知を降ろしました。いわゆるパワハラ防止指針です。

これまで愛教労が再三にわたって指針の策定を求めても、「今後、研究していく」などとしてつくりかたしなかったのが、四月末という時期に急に通知されたのは、やや唐突な感じが否めません。

この指針では、パワハラの不当性を明確に規定し、管理者とすべての教職員がその防止に努めるよう求めています。つまり、すべての教職員にこの通知が示され周知されることが求められているわけですが、どうも六月現在に至つて、教職員に示されていない職場も少なくないようです。通知文書が市町教委・校長レベルで止まっているとすれば、県教委が意図するパワハラ防止は徹底されません。



パワハラは管理職「校長・教頭」によるものと限定しがちですが、そうではありません。各主任によるものや、「先輩」教師から若い教師に対して行われる場合もあります。どんな言動がパワハラか、という視点で職場の人間関係を見ることが防止の決め手であり、そのためにはすべての職場で職員に文書を示すことが急務です。

パワハラ通知が抱える問題点

また、この通知自体にも問題点があります。

①パワハラの判断要素に「一過性ではなく、繰り返し行われる言動であるこ

と」という定めがある点。一度であっても人権侵害が行われたならば、ハラスメントとみなすべきです。

②策定の課程で愛教労・組合側に打診がなかった点。

労働条件に関わる問題については、雇用者・任命権者は組合と協議する必要があるはずですが。

③文書末に示されたパワハラ事例が少なすぎる。組合との協議なしに出したため、そうなつてしまいました。他県の指針と比較しても具体的言動例が少なすぎます。これでは様々な態様のパワハラを理解して防止するには足りません。

パワハラを本当に止めさせる方 行動し、闘う労働組合「知教労」

知多地区でも、数年前パワハラが頻発したことがありました。「左上表」知教労は校長に直接抗議し謝罪させ、県教委・知多教育事務所を通じて是正指導させました。ただ行政の



身近にあったぞ! こんなパワハラ あんなパワハラ

過去のパワハラ事例 知多地区管内2008

- ①立案した文書を「こんな計画でやれるか」と怒鳴り、投げつけた校長。その職員は泣きながら書類を拾い集めた。
- ②朝の打ち合わせ後、授業中の教員を呼んで数十分間指導した校長。その間児童がプールサイドで待ち続けた。
- ③意見の異なる教員と話し合いをしているなか、「私はあんたが嫌いだ。話ができません。」と言って拒絶した校長。
- ④職員を大声で叱責したり、校長室に呼びつけ2時間以上にわたって指導し続けた校長。

北から南から ~支部だより~

4月1日の職員会で授業の持ち時間表や校務分掌を決定する際、職員が意見や要望を出し、時間をかけて協議をしながら決定していくようになった。要望したことや話し合ったことが生かされ、少しずつ改善されてきている。以前勤務した中学校では、この時点の授業の持ち時間表や校務分掌については、上からの命令で何も言うてはならないという扱だった。職員一人ひとりの意見が尊重されてこそ、その年の学校運営や教育内容が生きたものとなっていくと思うが、いまだに命令直下、上意下達を好む管理職も多い。

各学校では職場交渉も進められている。私の勤務する学校でも、知教労から各学校の校長に送られた要望書をもとに、県教委も認めた勤務時間内の部活動時間の割り振りについて校長・教頭と話し合いをした。だが正式な文書が下りてきていないので、自分の学校だけやるわけにはいかないと受け入れられなかった。県教委と確認できていても、学校現場にまでその考えを浸透させるのはむずかしい。



また出勤記録簿は、自動的に在校時間や超過労働時間が計算される便利な形のものになったが、それでも「記入するのは面倒」という声が多い。たったの3万円程度でそれら全てが記録されるタイムレコーダが購入できる。他地区で実際に導入されているところがあるとのこと。今後すべての学校に設置を要望していくとよいのではないかとと思う。(H)

いまだに勤務の割り振り簿もない職場はどこだ? 知多管内全小中学校の労働安全衛生体制の整備状況 二〇一二年三月時点

側には、任命した校長を守ろうという意識が働くのか、いずれの「処分」も甘いものであったことは否めません。もしパワハラが起きた場合、行政任せではダメで、実際に聞える組合活動が求められ



ます。職員が快適で働きやすい職場づくりのため、知教労は本場の労働「組合」として活動していきます。

知教労は、昨年度末時点における小中学校での労安体制の整備状況を調査しました。市町教委から公開された資料をもとにまとめたところ、出勤時刻・労働時間の記録については、一〇五校に存在。勤務の割り振り簿については九八校に存在することが分かりました。(いずれも知多管内一六校中)

地方校長会長(東浦中・恒川校長)と庶務担当(河和中・浦瀬校長)の学校になかったことは問題です。

いまだに勤務の割り振り簿がない職場があるとは驚きですが、本年度知多

また、労働時間の記録もただ記録するだけ、提出しなくてもそれつきり、などの形式的な運用のところも少なくありません。労働時間を適正に管理し、実質の労働を減らすことが校長の責務です。今後は、職場の安全衛生委員会の設置も求めていくべきです。

みんなの目

「しまった!」今日の午前十時が愛教大教員免許更新講習の予約開始時刻だった。二か月近くも前からカレンダーに大きく印をつけ、昨日までは覚えていたのに、一通り経験すれば「簡単」と言えるホームページから入力操作も、慣れない身には行ったり来たり。予約につき込む労力だけでもばかにはならない。予約開始三時間後では、ようやく一講座ゲットできたのみ。費用は自腹。▼もとはといえば問題教員対策だった免許更新制。いつしか「教員の専門性確保のため」と論点をずらし実施に至る。二〇〇九年の政権交代で民主党は「抜本的に見直す」と公約したのに、何の進展もなし。「進化・発展」させようとする動きすらある▼私たち教員は機会あるごとに研修を積んでいる。各学校での「現職教育」にも真摯に取り組んでいるし、制度化された十年目研修などもある。この上免許更新制は教員の多忙化に拍車をかけるだけだ。▼しかし学校現場はみんな抱える仕事が多すぎて、自分が該当年になるまではなんかんごと。校長も教頭も更新講習を免除されているからか「ご苦労様」と言うだけ▼みんなして声を上げよう。教員免許更新制撤廃を! (A)

データで見る『教員の実態』第15回

「小学校 87.7%・中学校 88.5%」

表題の数字は、皆さんのことを心配したあらわれでもある数値です。昨年のベネッセが行った第5回学習指導基本調査で、明らかになりました。

「新指導要領の全面实施への不安」という質問に対して、小・中の校長が「教員の多忙化の加速」を「とても不安」・「やや不安」に選んだ割合です。もちろん、回答項目の中でのトップでした。以下、「人員の不足」「児童間の学力差の拡大」「児童の疲れの増加」「担当教科の負担のアンバランス(中学)」などが続きます。

また、「教員の指導力の不足」という回答もありますが、小学校は、若手教員の比率が高いほど、中学校では学級数の多いほど不安に思う校長が増えています。中学校では、「授業時間の確保」も学級数増に連れて上がっています。

このように考える校長が多数いる状態での新指導要領の全面实施は、多くの課題を先送りにして教員の負担に頼る形で見切り発車したものと言えます。実際、今年、担当授業時間数の増えた小学校教員の方はたくさんいらっしゃると思います。来年は、中学校での実施が予定されています。

導入前の校長の心配ばかりでなく、現実に小学校教員の間では、分厚くなり大きく指導方法の変わった教科書や単位の書き方、割り算の余りの書き方などへの戸惑いがふくらんできています。

知ってるってつもい・Q&A

非正規採用でも知教労には加入できるのですか？

Q 私は、非正規雇用の講師として働いています。先日、知教労の組合員の方から組合紹介のリーフレットをいただきました。正規採用されるまでは、自分にとって教員組合は縁のない存在だと思っていましたのでとても驚きました。知教労には、非正規雇業者でも加入することができるのですか。

A 労働基準法では、第9条で「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と定められています。正規、非正規、再任用など、立場にかかわらず、私たちは労働者ですので、教職員の労働組合に加入できることは当たり前のことであるはずで、この趣旨から、知教労は、知多教育事務所管内の小中学校に勤務する教職員に広く門戸を開いています。

非正規雇用の教職員は立場も不安定で、無理な労働条件をつきつけられても断れないことが多いのではないのでしょうか。私たちの組合では、そのような不安定とも言える雇用の先生とも共に運動を進めていきます。

また、加入の有無にかかわらず、労働環境や働く条件等のお悩みのことがあれば、メールやFAXでご相談ください。

【FAX】 0569-24-5216

【E-mail】 chikyoro@oboe.ocn.ne.jp



算数を楽しく学習するための1つのアイデア』